



計画推進のために

基本理念「お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現」のため、4つの基本目標のもとにさまざまな施策・事業を実施するとともに、男女共生を所管する生活総務課が主体となり、次のような計画推進のための取り組みを行います。

① 計画の充実

男女共生は、家庭、学校、地域、職場など市民生活全般にかかわることから、幅広い施策・事業の連携のもと、総合的に計画を推進します。

また、計画期間内に緊急な課題や新たな取り組みが必要になった場合には、見直しを行うなど計画の充実をはかります。

② 男女共生推進会議による施策・事業の充実

計画の推進には、適切な現状把握や課題の抽出・分析に基づき施策・事業を実施する必要があり、そのためには、専門的な見地からの検証が不可欠です。

男女共生にかかわるさまざまな分野の有識者により構成される秋田市男女共生推進会議(※)の意見、助言を活かし、施策・事業の充実をはかります。

※秋田市男女共生推進会議設置要綱に基づき、男女共生社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な実施に資するため、市長の諮問に応じて調査審議する機関です。また、女性活躍推進法第23条第1項に規定する協議会に位置づけています。

③ 計画の進捗管理・評価

計画に基づく施策・事業がめざす成果を得られるよう、計画の進捗管理・評価を行います。

(1) 計画全体の評価

計画全体の評価は、令和5年度からの5年間の計画期間における、4年目に男女共生に関する市民生活調査を実施し、市民への男女共生意識の浸透度や実践状況などを、3年度に実施した調査結果と比較、評価を行い、その結果を次期計画策定の基礎資料とします。

(2) 施策・事業の評価

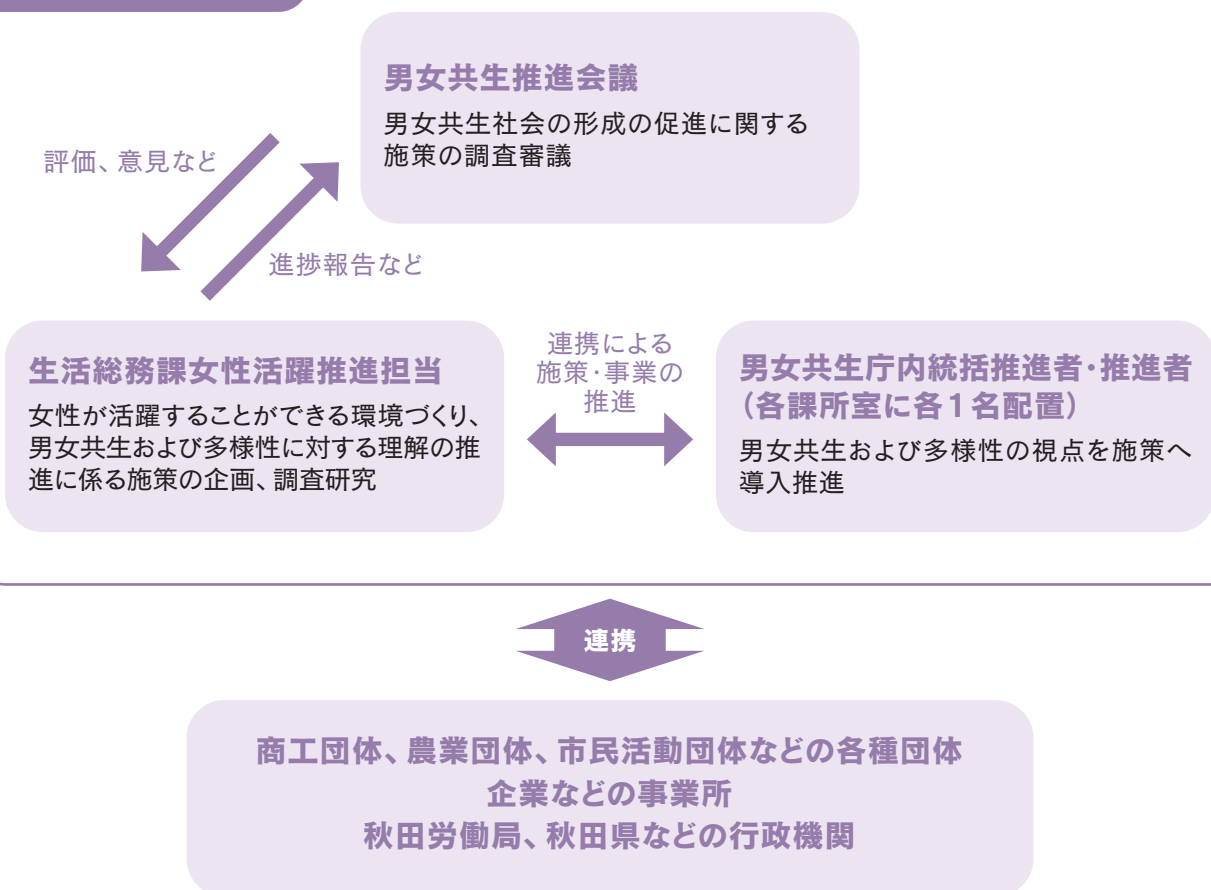
施策・事業については、毎年度、実施状況を調査します。あわせて、重点取組事項に位置づけている施策・事業については、数値目標に対する現況についても調査し、取りまとめます。

取りまとめた結果は、秋田市男女共生推進会議において審議し、進捗状況の確認および評価を行います。

4 推進体制の整備

計画の推進には、多くの市民が男女共生や多様性について考え、実践していくことが大切です。そのため、市役所内における男女共生の推進体制を構築するだけでなく、各種団体、事業所、行政などが連携し、地域全体で総合的、計画的に施策・事業の展開をはかります。

推進体制イメージ



5 男女共生意識の浸透をはかる広報・イベントなどの充実

本市がめざす男女共生社会は、市民一人ひとりの心のなかで育まれる、男女共生意識に支えられるものです。

市民が、男女共生や多様な性のあり方を考えるきっかけづくりとして、講座の開催やわかりやすい資料の作成、広報誌の発行、企業や各種団体と連携したイベントなどの開催に取り組みます。また、広報あきた、ホームページ、生活総務課インスタグラム等、各種メディアを活用した情報提供の充実につとめます。

⑥ 事業所の取り組みへの支援

男女共生社会の実現には、多様性を認めあい、いきいきと働くことができる職場づくりが大切です。男女共生や女性活躍推進に積極的に取り組む事業所を市民に紹介するとともに、評価項目に男女共生の項目を加えた総合評価落札方式(※)の運用や出張講座、事例紹介などを通じ、事業所の取り組みへの支援を行います。

また、国や県などの取り組み状況や事業所のニーズを踏まえ、常に効果的な支援のあり方を検討していきます。

※「総合評価落札方式」とは、価格に加え、技術力や地域貢献などの総合評価により落札者を決定する入札方式です。本市では、評価項目に「男女共同参画職場づくり事業における加点対象者認定」を加えています。

⑦ 未来を見据えた調査・研究の実施

男女共生は、国際連合を中心とした世界の動向、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法などに基づく国の取り組みなどを踏まえ、各自治体の実情に即した取り組みが必要です。

日本女性会議(※1)や国立女性教育会館(※2)などで実施する研修会に参加し、課題解決に向けた先進事例などの情報収集を行うとともに、国、県や市民活動団体などとの連携のもと、本市における男女共生の未来を見据えた調査・研究に取り組みます。

※1「日本女性会議」とは、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の情報ネットワーク化をはかることを目的とした全国規模の会議です。平成28年(2016年)10月に第33回大会が秋田市で開催されています。

※2「国立女性教育会館」とは、男女共同参画社会の形成に資することを目的に、研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進・実施する独立行政法人です。